

5 企企発第 10356 号
令和 5 年 7 月 25 日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長
鈴木 晶雅

大田区基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり貴会に諮問
します。

記

- 1 大田区基本構想の方向性について
大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。

〔理 由〕

現行の大田区基本構想は平成 20 年に策定され、約 15 年が経過しました。この間、大田区では基本構想に掲げた将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、施策を着実に推進してきました。

一方で、急激な少子高齢化の進行や気候変動による風水害の激甚化、そして新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機などにより、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化しており、区の目指すべき将来像の再検討が必要な時期を迎えています。

このような社会状況に鑑み、大田区の目指すべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想について調査審議をいただくものです。